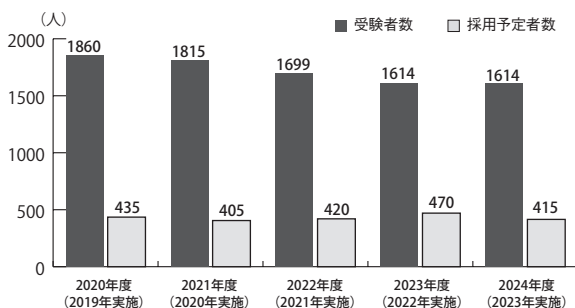


名古屋市

面積	326 km ²
人口	2,330,296人
市の花	ユリ
市の木	クスノキ

求める教員像	専門的な知識と幅広い教養を有し、教育に対する情熱と使命感をもち、健康な体と豊かな人間性を備えた知・徳・体のバランスのとれた人材
出願期間	公開日 4月19日(金) 電子申請 4月19日(金)～5月8日(水)
試験日程	1次試験 試験日 6月15日(土) 合格発表日 7月9日(火) 2次試験 試験日 7月20日(土)・21日(日) 合格発表日 8月21日(水)
年齢制限	昭和50年4月2日以降に生まれた者。特例B-1、D-1、D-2対象者は、昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	【幼】 【小】 【中】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 【高】 国語、地理・歴史、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、英語、商業、工業(機械系・情報系)、その他欠員が生じた教科 【特】 【養】 【栄】
特記事項	■特別選考 ●障害者特別選考 1次の教職・一般、2次の集団面接を免除。 ■特例 ●特例A-1 スポーツ・芸術の分野において優秀な成績を収めた者は、1次の専門を免除。●特例A-2 [小]志願者で、英会話能力に優れ、規定の資格所有者は、1次の専門の成績に加点。●特例A-3 [小・特][中・高]英語志願者で、英会話能力に優れ、規定の資格所有者は、1次の専門を免除([中・高]英語志願者は2次の実技も)。●特例A-4 [幼・小・中・高・特]志願者で、規定の認定証等の取得者は、1次の教職・一般の成績に加点。●特例B-1①～⑤ 名古屋市公立学校(園)に講師として任用され、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般、専門の免除、加点等の特例あり。●特例B-2 [小・中・特・養]志願者で、名古屋市以外の国公立に本務教諭として勤務しており、令和6年5月8日までに任用期間が通算2年以上ある者は、1次の教職・一般、専門を免除。●特例B-3 なごや教職インターンシップの活動において規定の基準を満たす者は、1次の教職・一般、小論文の成績に加点。●特例B-4 [小・中・特・養]志願者で、名古屋市において、規定の活動実績がある者は、1次の教職・一般の成績に加点。●特例C [小・中]志願者で、大学院での修学を理由に一昨年度又は昨年度の試験の合格を辞退し、要件を満たす者は、2次の個人面接のみ実施。●特例D-1 名古屋市公立学校(園)に本務教諭として勤務し、平成30年3月31日以降に、介護を理由に退職した者は、2次の個人面接・集団面接のみ実施。●特例D-2 名古屋市公立学校(園)に本務教諭として勤務し、令和3年3月31日以降に、子育てを理由に退職した者は、2次の個人面接・集団面接のみ実施。●特例E [小・中]志願者で特別支援学級担当の希望がある者のうち、規定の免許状取得者は、1次の教職・一般の成績に加点。●特例F [中]技術[高]工業[特]志願者で、在学する大学の学長等の推薦が得られ、要件を満たす者は、1次の教職・一般、専門を免除。●特例G 昨年度の2次試験受験対象となった者は、1次を免除。

▼受験者数等推移

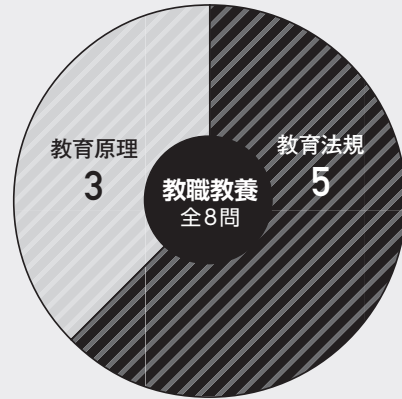
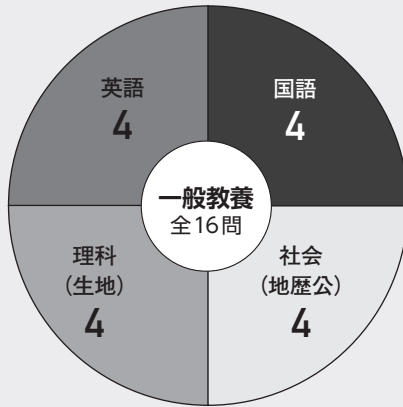


▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数(市立学校)

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	7,629*		
不登校(人)	1,845	3,108	—

*特別支援学校を含む

2025年度(2024年実施) 筆記試験DATA



- ▶ 幅広い領域から出題される特別支援教育
- ▶ 政策資料と法規の理解が問われる人権教育
- ▶ 人文科学は国語(現代文読解)と英語(単語, 文章読解)

〈教職教養〉の**教育原理**(特別支援教育, 人権教育等)のうち, 特別支援教育では, 障害者の権利に関する条約の第24条(教育条項)から「包容する」や「人間の多様性」, 「無償のかつ義務的な」, 「合理的配慮」の理解を問う問題が出題された。また, 過去20年間の特別支援教育を充実させるための主な施策に関する問題, 具体的には, 平成18年の学校教育法一部改正や平成23年の障害者基本法の一部改正, 平成25年の学校教育法施行令の一部改正, 平成28年の児童福祉法の一部改正, 令和2年の学校教育法施行規則の改正に関する問題も出題されている。人権教育では, 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」(2023年)から人権尊重の理念に立った生徒指導と関わって, 「生徒指導提要」の改訂時期や生徒指導の定義, 発達支持的生徒指導の理解を問う問題が出題された。

教育法規では, 学校教育法の第1条(学校の範囲)から「学校」とされていないものを選択させる問題や, 「学校」とされているものを選択される問題が出題された。

また, 児童虐待の防止に関する法律から第2条(児童虐待の定義)と関わって, 性的虐待やネグレクト, 心理的虐待の理解を問う問題が出題された。そして, 子どもの貧困対策の推進に関する法律の第2条(基本理念)第2項から「職業生活」「生まれ育った環境」の理解を問う問題が出題された。これらのほか, 子どもの読書活動の推進に関する法律から第1, 2条を問う問題も出題されている。

〈一般教養〉のうち, **人文科学**では例年, 国語(現代文読解)と英語(単語, 文章読解)を中心とした出題となっており, 今年度も同じような傾向であった。**社会科学**では例年, 時事以外の分野から出題されているが, 今年度は日本史, 地理, 倫理からの出題となった。**自然科学**では例年, 理科全般から幅広く出題されており, 今年度もこれらの傾向に大きな違いはみられなかった。